

宮古島の歩みと共に

ハンセン病の歴史を未来へ繋ぐ



未来への記憶

「ハンセン病と宮古島の歩み」

かつて「不治の病」「恐ろしい病」として誤った認識のもとに差別されてきた「ハンセン病」。現在では早期治療によって完治する病気であり、感染力も非常に弱いことが医学的に明らかになっていきます。この病と向き合ってきた歴史は、私たちの島、宮古島にも深く刻まれていきます。

「隔離」という名の人權侵害

宮古島には、全国に十三園しかない国立療養所の一つ、「宮古南静園」が設置され、多くの患者がここに収容されました。日本政府は一九三一年、全ての患者を強制的に収容し、療養所から一生出られないようにする「癩予防法」を定め、「治療」の名のもとに、自由や尊厳、そして家族とのかけがえのない時間を奪いました。

家族にまで及んだ差別の影

患者本人だけでなく、家族もまた「ハンセン病患者の家族」というだけで、差別や偏見にさらされました。結婚、就職、進学といった人生の節目で理不尽な壁に直面し、家族は声を上げることすらできず、息を潜めるように暮らしてきました。

戦争とともに受けた二重の被害

第二次世界大戦中、宮古南静園も空襲の被害を受け、入所者は療養所に隔離されたまま、戦火から逃げることもできず、海岸付近の自然壕や雑木林の中へ避難しました。職員は職場を放棄し、治療や食糧もなくマラリアや栄養失調で百名を超える方々が亡くなりました。入園者が終戦を知ったのは、九月に入ってからでした。



▲事務所兼職員住宅。塀と鉄条網と正門が写っている。

人權を取り戻す

一九九六年、ようやく「らい予防法」が廃止され、隔離政策による人權侵害について、ハンセン病回復者は国の責任を問い裁判に訴えました。二〇〇一年「らい予防法」は憲法違反であるとして国の責任を認める判決が出ました。そして二〇一九年には「ハンセン病家族訴訟」において、家族もまた深刻な被害を受けてきたことが認められました。

いま、私たちができること

ハンセン病についての誤った理解は、過去の話ではありません。今も差別や偏見の影は残っています。正しい知識を持ち、声を聞き、寄り添うこと。それが、過去の過ちを繰り返さないための第一歩です。宮古南静園の歴史は、忘れてはならない宮古島の歴史です。何があったのか、そこに生きた人々の想いを、私たちは知り、語り継ぎ、未来に向けて差別や偏見のない社会の実現をめざしていかなければなりません。

は、どなたでも来館可能です。開館時間は十時から十六時、休館日は第四金曜日・年末年始、入館料は無料となっています。ぜひハンセン病、そして南静園の歴史に触れてみてください。宮古島のみなさんが知っておくべき歴史、未来へ残す記憶がそこにあります。



▲戦争中、入所者が避難したヌストウノガマ

富士山お届けプロジェクトを見学しました



静岡県の国立駿河療養所で暮らす89歳の男性の方が、自身の居室ベランダから撮り続けた富士山の写真展が、4月24日から5月22日に国立療養所宮古南静園のハンセン病歴史資料館で開催されました。嘉数登宮古島市長も、主宰者の伊東郁乃氏から一つ一つ写真の説明を受け見学されました。市長は、「宮古島にいと中々見る機会のない四季を通じた写真から勇気をもらえた、市民の皆さんにも写真やハンセン病の歴史に関する資料を見ていただきたい。」と話しました。

問 健康増進課 ☎ 73-1978

戸籍にフリガナが記載されます

5月26日(月)

改正戸籍法の施行

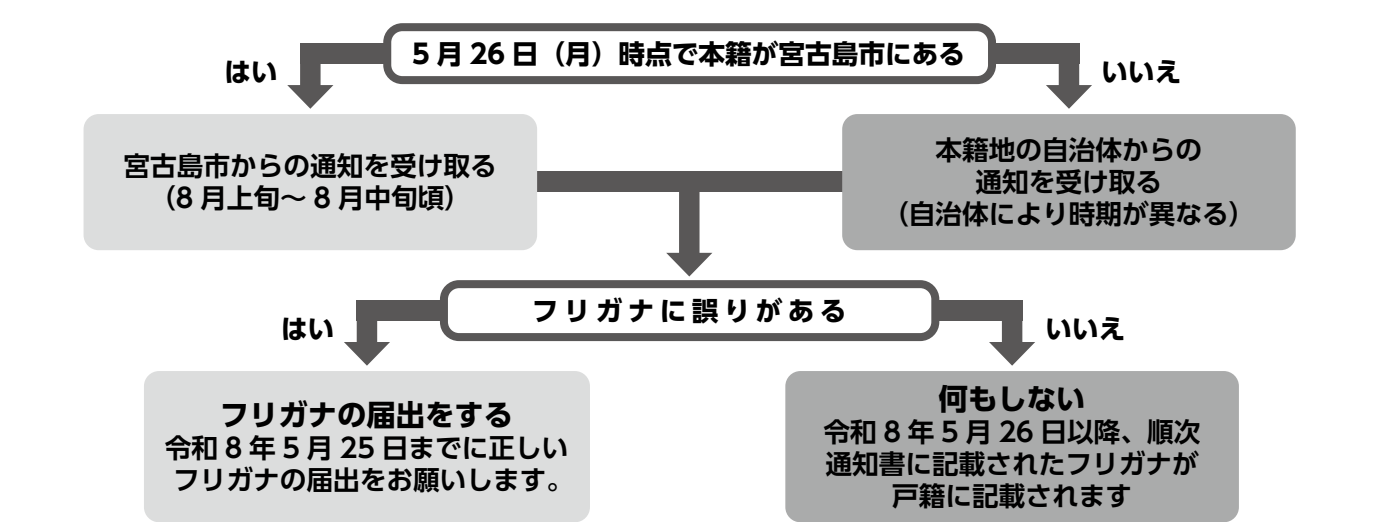
本籍地の自治体より

戸籍に記載予定のフリガナの通知が届きます。

通知が届いたら必ず内容を確認してください

今まで、氏名のフリガナは戸籍に記載されていませんでしたが、5月26日からの改正法により、新たに戸籍に氏名のフリガナが記載されることになりました。

通知書のフリガナが正しい場合は、届出は不要です



早期に戸籍へのフリガナの記載を希望する場合は、通知のフリガナが正しい場合でも届出が必要です

フリガナの届出方法

1 マイナポータル
2 最寄りの区市町村窓口
3 郵送

大文字・小文字の相違
「ツ」と「ッ」、「ヨ」と「ョ」等

濁音の有無
「スナカワ」と「スナガワ」
「ミヤクニ」と「ミヤグニ」

ご注意ください

フリガナが一般的な読み方ではない場合は、届出の際にその読み方が使われていることを示す疎明資料が必要となる場合があります。
疎明資料の例：パスポート・預貯金通帳・健康保険証など



詳細につきましては左のQRコードを読み取り、宮古島市ホームページ「戸籍に氏名のフリガナが記載されます」を必ずご確認ください！

問 ●法務省 戸籍振り仮名通知コールセンター
●オンライン届出に関するお問い合わせ
●市役所市民課戸籍係

☎ 0570-05-0310
☎ 0120-95-0178 (フリーダイヤル)
☎ 72-3751 (代)

5 宮古島市の市外局番は(0980)です。

参議院議員通常選挙のお知らせ

7月20日(日)に、参議院議員通常選挙が実施されます。期日前投票については、宮古島市役所1階エントランスホールのほか、各地区においても実施致します。
詳しい日程については、次の通りです。

◆期日前投票所◆

投票所名	投票所	期間	時間
期日前第1投票所	宮古島市役所1階エントランスホール	7/4(金)～7/19(土)	午前8時30分～午後8時
期日前第2投票所	市役所 城辺庁舎1階	7/15(火)～7/18(金)	午前9時～午後5時
期日前第3投票所	伊良部公民館		
期日前第4投票所	下地公民館		
期日前第5投票所	上野公民館		

※期日前投票期間中は区域にかかわらず、どちらでも投票可能です。

◆当日投票所◆ 令和7年7月20日(日)

投票所名		投票区域	時間
1	宮古島市役所1階エントランスホール	南西里1区、神屋・大三俵1区、上角・前比屋・大原1区、出口、羽立、東、栄、富名腰1区、富名腰2区	午前7時～午後8時
2	南小学校体育館	南西里2区、大三俵2区、大三俵3区、大原2区、大原3区、馬場、腰原1区、腰原2区	
3	北小学校体育館	漲水、北西里、根間、下屋、仲屋、旭、高阿良、東川根1区、仲保屋、保里1区、荷川取、下崎、成川	
4	東小学校体育館	保里2区、添道、厚生園、漲水学園、東川根2区、東川根3区、東川根4区	
5	久松地区公民館	久貝、松原	午前7時～午後6時
6	七原コミュニティセンター	七原、地盛、山中、野原越、盛加、細竹	
7	宮原地区農村総合施設	宮原、高野	
8	西原地区公民館	福山、西原、大浦	
9	島尻地区農村総合管理センター	島尻	
10	狩俣集落センター	狩俣	
11	池間公民館	池間、前里	午前9時～午後4時
12	大神島離島振興コミュニティセンター	大神	
13	国立療養所宮古南静園公会堂	南静園	午前8時30分～午後5時
14	市役所 城辺庁舎1階	福東、福中、福西、福北、福南、西東、仲原、加治道	午前7時～午後6時
15	西城小学校体育館	比嘉、長北、長間、長南、吉田、西西、西中	
16	砂川小学校体育館	下北、下南、砂川、友利	
17	新城公民館	保良、七又、吉野、新城、皆福	
18	女性若者等交流促進施設	伊良部、仲地、国仲、長浜、佐和田、サシバの里	
19	前里添多目的共同利用施設	池間添、前里添	
20	下地公民館	与那覇、与那覇団地、上地、上地団地、県営下地団地、洲鎌、入江、嘉手苧、高千穂、川満、川満団地	
21	来間島離島振興総合管理センター	来間	
22	上野公民館	上野、名加山、宮国、大嶺、新里、高田、豊原、野原、千代田、野原(自衛隊)	

・宮古島市ホームページ、文字放送(行政チャンネル)、行政ラジオ等で確認出来ます。

問 宮古島市選挙管理委員会 ☎ 74-2215・74-2216